

こどもまんなか社会実現会議をはじめます

～4月1日から事業推進会議メンバーの登録スタート～



令和7年3月25日

津市こども計画を策定(令和7年3月)

こども基本法

こども施策に関する基本理念等を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とするもの

努力義務

こども大綱(国)

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すもの

勘案して作成

津市こども計画

【基本理念】 こどもの輝きが未来につながるまち・津 ～こどもまんなかまちづくり～

《 こども施策を進めるための必要な事項と3つの重要事項を規定 》

1 こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者、子育て当事者への情報発信と**市政への意見表明** やデジタル化の推進

1 ライフステージを通じたこども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別のこども施策に関する重要事項

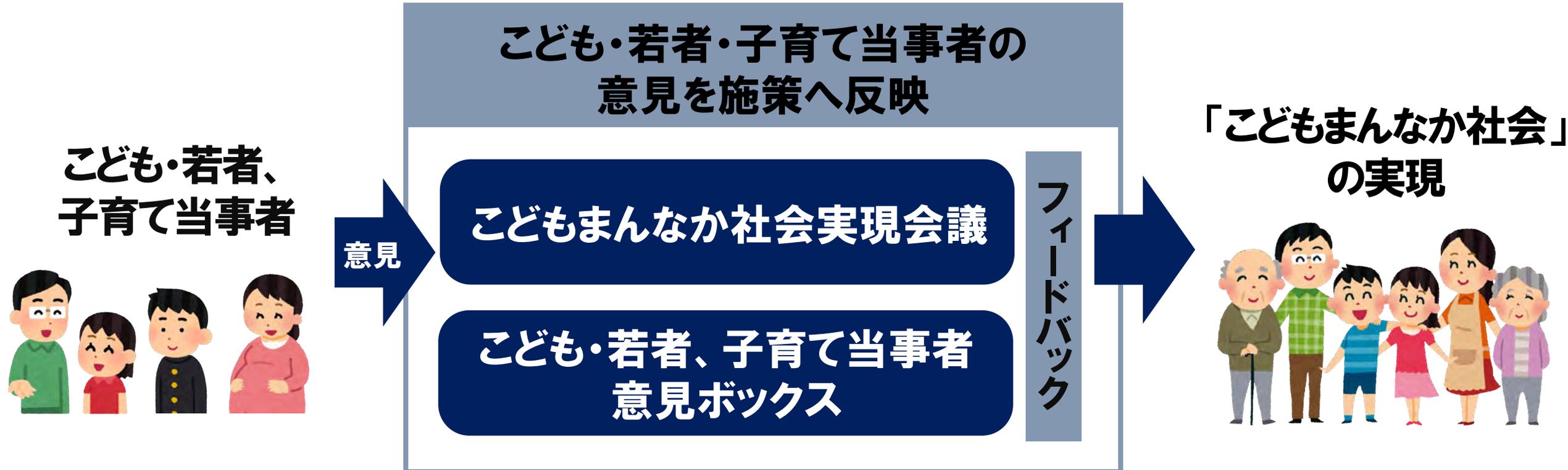
3 子育て当事者への支援に関する重要事項

「こども・若者、子育て当事者」による意見表明

こども基本法第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と規定

■ 津市における「こども・若者、子育て当事者」の意見表明のしくみ



こどもまんなか社会実現会議

こどもまんなか社会実現会議を創設

- こども・若者、子育て当事者が主体のこども・子育て政策を創造的に推進
- こども会議、事業推進会議、総合会議の3つの会議で構成

会議のイメージ



こども会議

小中高校生のこどもだけで、ワークショップ形式で意見表明を行う

構成員 公募で募集する小中高生 **人数** 12名程度

事業推進会議

あらゆる子育てにかかわるメンバーによって、**アメーバのように形を変えながら**、今後具体化が想定される事業や政策テーマごとに**自由に動き**、事業を推進する

総合会議

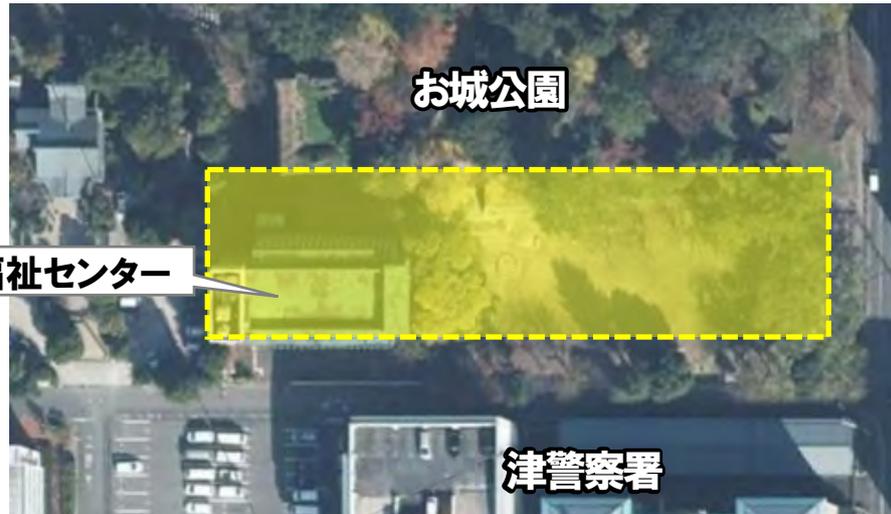
こども・若者、子育て当事者で構成し、こどもまんなか社会の実現に向け、総合的な視点から議論を深める

構成員 公募メンバーなど **人数** 20名程度

2つの事業推進会議がスタート①

▶ 事業推進会議は2つのテーマでスタート

お城公園こども遊び場づくり事業



旧社会福祉センターの跡地とその横にある児童広場を活用したこどもの遊び場を新設し、併せて天守台跡地の景観ともに楽しめる公園へと再生

久居こどもの遊び場づくり事業



久居中央スポーツ公園内プールを廃止し、こどもが遊びを創造し、遊びを通じて「出来た」が体験でき、こどもが中心となった新たな人のつながりを生む場へと再生

- 津市こども計画策定時のこどもや保護者などからのアンケートで多くの意見が寄せられたこどもの遊び場づくりについて、国の新しい地方経済・生活環境創成交付金(第2世代交付金)に申請中の当該2事業を加速化・実現へ

2つの事業推進会議がスタート②

新しいお城公園づくり
にかかわりたい！



事業推進会議
メンバーに登録



新しいこどもの
遊び場づくり、
私も一緒に考えたい！

事業推進会議

テーマに興味や関心のある人がアイデアを持ち寄り、
みんなでいっしょに考え、リアルな声から事業を具体化

メンバーは
いつでも出入り
自由

会議は
いつでも参加
自由
※交通費などの支給はなし

LINEやメールで
情報配信

メンバー登録方法 パソコンやスマートフォンから登録

お城公園こども遊び場づくりメンバー

お城公園こども遊び場づくりメンバー登録フォーム
<https://logoform.jp/form/5jA5/968560>



久居こどもの遊び場づくりメンバー

準備中

第1回お城公園こども遊び場づくり事業推進会議

開催日時

令和7年4月20日(日)
午後3時～午後5時(終了時間は予定)

開催場所

津リージョンプラザ1階
中央保健センター待合ホール

内容

- 事業推進会議とは
- 事業を進めるにあたっての前提条件の説明
(遊具やトイレ、駐車場等の整備など)
- お城公園の見学

担当課

津市健康福祉部こども政策課
TEL:059-229-3390 FAX:059-229-3451
E-Mail:229-3390@city.tsu.lg.jp

メンバー登録していなくても
参加できます
まずは会議にご参加ください

※久居こどもの遊び場づくり事業については調整中

こどもまんなか社会実現会議のメンバーの公募

	公募内容（一部抜粋）	
	こども会議	総合会議
年齢等	①小学校または義務教育学校の5年生または6年生 ②中学校または義務教育学校(後期課程)の生徒 ③高校生または高校生年代 ※令和7年4月1日で上記①②③のいずれかを満たし市内に在住の方	①満18歳以上30歳未満の方 ②保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業または認可外保育施設に通っていない小学校就学前の児童の保護者 ※令和7年4月1日で上記①②のいずれかを満たし市内に在住、在学、在勤のいずれかの方
任期	1年（令和7年6月～令和8年3月31日を予定）	1年（令和7年6月～令和8年3月31日を予定）
人数	12名程度（①②③各4名程度）	4名（①3名、②1名）
募集期間	令和7年4月1日～4月30日(予定)	令和7年4月1日～4月30日(予定)
その他の条件	保護者の同意を得ている方 など	こども・子育て支援に高い関心をお持ちの方 など
応募方法	こども会議申込フォーム https://logoform.jp/form/5jA5/956689 	総合会議申込フォーム https://logoform.jp/form/5jA5/956462 
パソコンやスマートフォンから「こどもまんなか社会実現会議公募申込フォーム」へアクセスし、詳細内容をご確認の上、お申し込みください。（4月1日に開設）		

こども・若者、子育て当事者意見ボックス

こども・若者、子育て当事者意見ボックスを本格運用

対象

市内に在住、在学、在勤のこども・若者、子育て当事者

意見方法

年齢区分を選択し、無記名で意見を自由記載

設置場所

津市ホームページ（<https://logoform.jp/form/5jA5/725090>）

運用開始日

令和7年4月1日

運用イメージ

こども・若者、
子育て当事者

こども・若者、子育て当事者意見ボックス

①意見表明(こども施策全般について広く募集)

②フィードバック(ホームページへ公開)

①意見募集

特定の
施策等

②意見表明

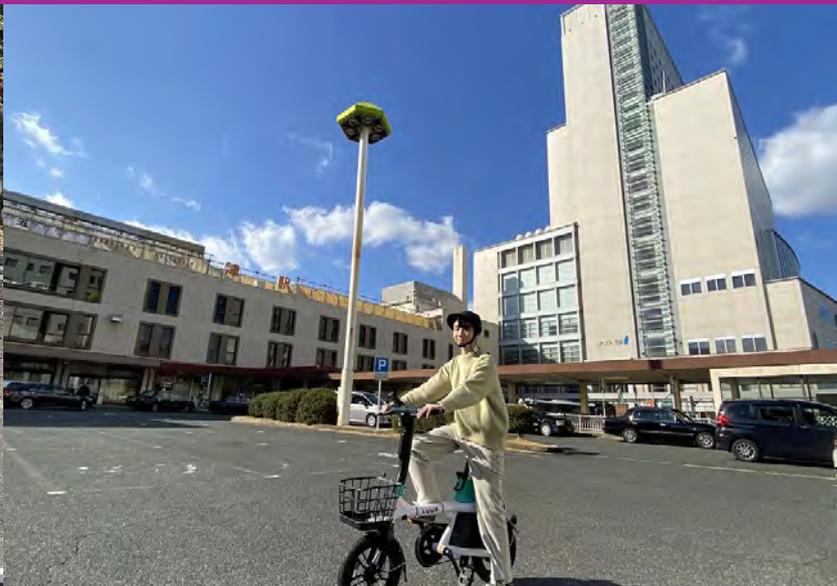
津市

問い合わせ



健康福祉部こども政策課
〒514-8611
津市西丸之内23番1号
TEL :059-229-3390
FAX :059-229-3451

4月1日から津駅を中心とした シェアサイクル実証実験をスタート ～22ポート55台から39ポート80台に拡大し電動キックボードを導入～



令和7年3月25日

津市による令和7年度のシェアサイクル実証実験

目的

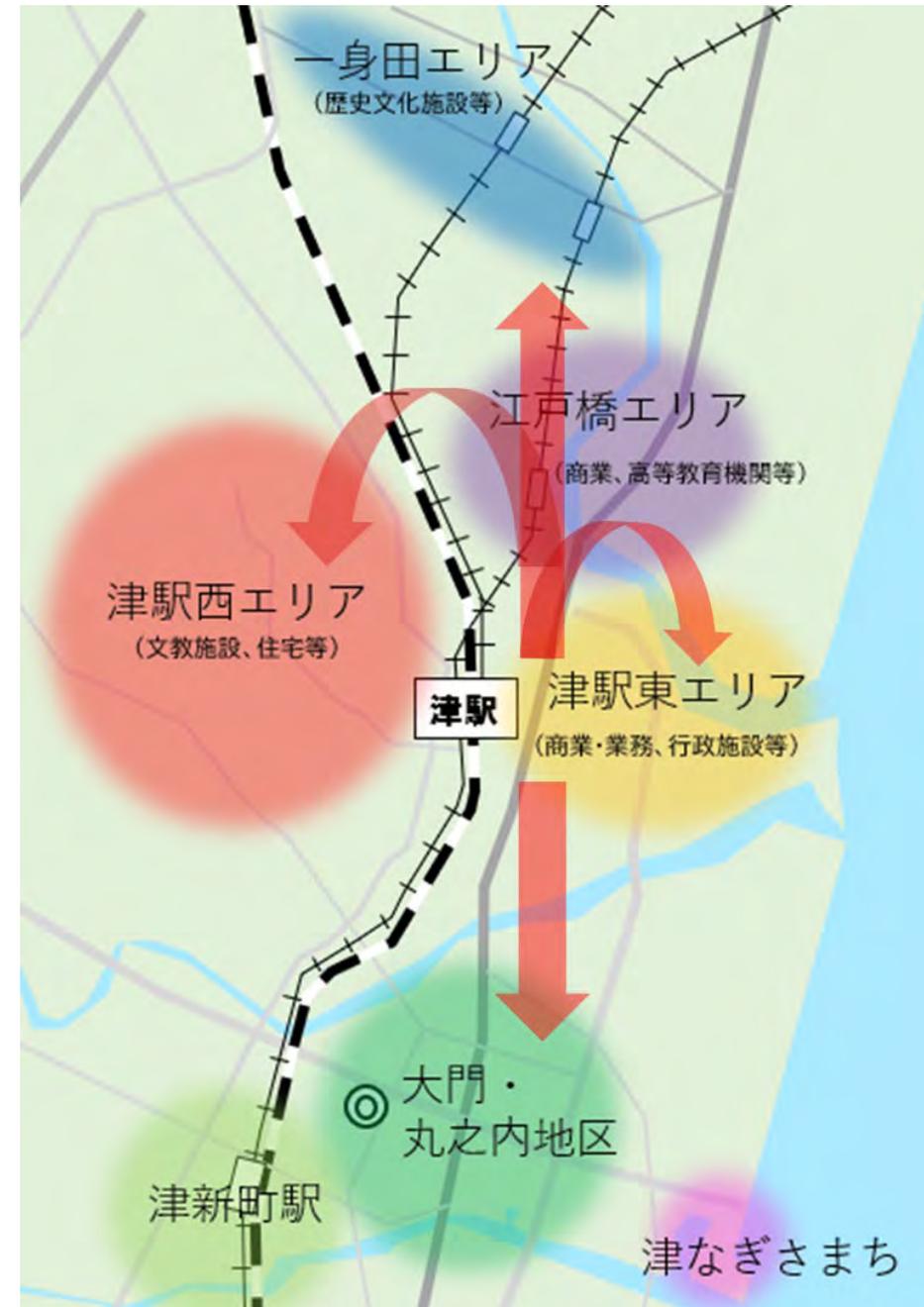
交通拠点である津駅を中心として、シェアサイクルを実験的に導入することで、津駅からのラストワンマイルの移動手段の確保と回遊性向上の可能性を検証

将来的な津駅の**交通結節点機能の強化**につなげる

事業費

令和7年度当初予算額 943万8千円
(令和7年3月25日議決)

令和7年4月1日から1年間
津駅を中心に実施エリアを拡大し
シェアサイクルの実証実験を開始



シェアサイクル実証実験の運用形態

実施エリア

- ▶ 移動先の選択肢を拡大
津駅東エリア、津駅西エリア、江戸橋エリア、一身田エリア、
大門・丸之内、津新町駅、津なぎさまちエリア

合計**39**ポート設置

モビリティ

- ▶ 新たな交通モードの導入により利便性を向上

電動アシスト自転車 55台

電動キックボード **25**台

計 80台

利用料金

- ▶ 短時間利用に対応した料金設定
基本料金50円+15円/分(税込)

シェアサイクル実証実験エリア（津駅東・津駅西・江戸橋・一身田エリア）



津駅東・津駅西・江戸橋エリア



ポート名		駐車枠
津駅東エリア	津駅東口(第一ビル西)	5
	津駅東口(駅前広場)	5
	津駅東口(三交不動産 津三交ビルディングアネックス)	4
	CoworkingcafeCC	4
	ミエデン	3
	三重県自治会館	5
	三重県津庁舎	5
津駅西エリア	桜橋ショッピングタウンノバ	5
	津駅西口(第2駐輪場)	10
	三重県庁	5
	三重県立美術館(予定)	5
	津西会館	3
	津西ふれあい会館	5
	MieMu(三重県総合博物館)(予定)	5
江戸橋エリア	ESPACE HOME DÉ COR津店	3
	江戸橋北詰交差点	5
一身田エリア	seed.	5
	高田本山 駐車場	4
	高田本山駅(中部システムセンター)	2

シェアサイクル実証実験エリア（大門・丸之内、津新町、津なぎさまちエリア）

大門・丸之内、津新町駅、津なぎさまちエリア

ポート名	駐車枠
プラザ洞津	6
津新町駅(北公共駐輪場)	6
津市役所教育委員会庁舎	4
津市役所(東側駐輪場)	4
三交不動産丸の内パーキング	6
お城公園(東側)	4
LTS中央ビル	4
お城東駐車場(北側)	4
百五銀行丸之内本部棟	8
松菱(北側駐輪場)	4
ZTV丸之内店前	4
センターパレス	6
ダーツバーFix前	4
津観音(五重塔西側)	6
だいたて駐車場入口	4
外壁塗装AZABU津営業所前	2
津フェニックスビル前	6
フェニックスホテル	3
花やの六さん	5
津なぎさまち	4



電動アシスト自転車・電動キックボードの利用方法

利用方法(スマートフォンから利用)

STEP 1

Luupアプリをダウンロード
アカウント登録

アプリのダウンロードは
Luupホームページから

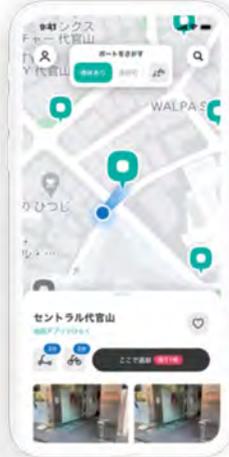
または
二次元コードから



※クレジットカードの登録が必要
※電動キックボード利用時は年齢
確認書類の提出が必要

STEP 2

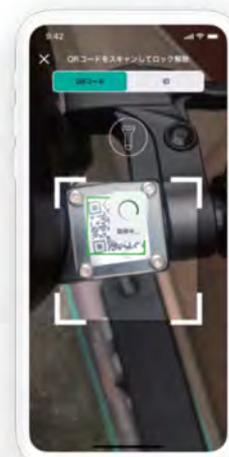
アプリでサイクルポートを
を見つける



※乗りたい自転車を予約可能

STEP 3

ハンドル横のQRコードを
読み取る



STEP 4

返却地のポートを予約し
乗車開始!



※カギは自動で開錠されます。
※返却地は途中で変更可能

返却方法

STEP 1

返却ポートでアプリの「ライド終了」
をタップ



STEP 2

後輪のカギを手でしめる



STEP 3

ポート枠内の自転車を写真撮影・
送信



STEP 4

支払い完了

利用終了

※サイクルポート以外でも、一時的に施錠して駐輪することは可能です。(料金はその間もかかります。)

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

電動アシスト自転車・電動キックボードの利用方法

利用方法

- ◆ 電動アシスト自転車の利用ルールは一般的な自転車と同じ
- ◆ 電動キックボードは『**特定小型原動機付自転車**』に該当
運転免許は不要。「時速20km以下で走行」「16歳未満運転禁止」
「通行場所の指定」等のルールがあるため、以下の方法で周知を実施

- ・ アプリの画面、サイクルポートの案内看板、津市ホームページ及び公式LINEにて利用ルール等を周知
- ・ イベント等に合わせた電動キックボードの乗車講習会の実施

電動キックボードの
詳しい使い方のルールは
警察庁のHPをご覧ください



交通ルールを守り、安全にご利用ください

問い合わせ



建設部建設政策課

建設政策・津駅周辺道路空間整備担当

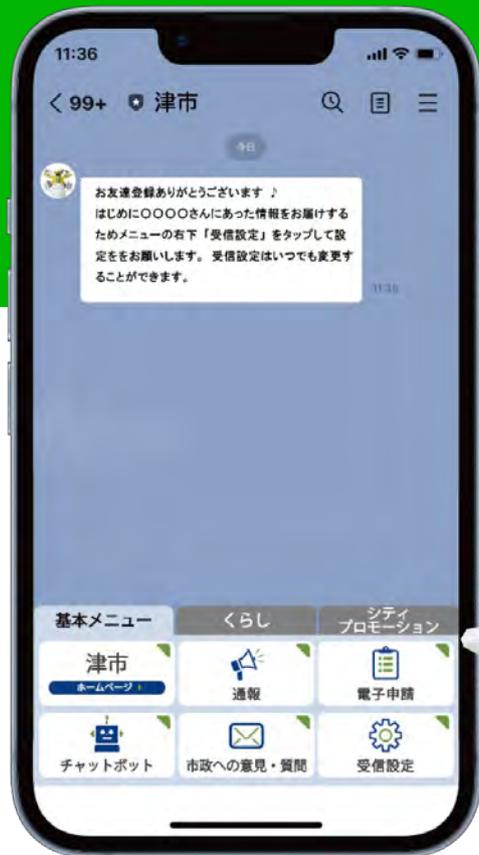
〒514-8611 津市西丸之内23番1号

TEL :059-229-3194

FAX :059-229-3345

E-Mail:229-3196@city.tsu.lg.jp

本日から津市公式LINE 運用スタート！



友だち募集開始！

令和7年3月25日

津市公式LINEの概要

運用開始日

令和7年3月25日(火)

発信する情報

- 災害関連情報
- 子育て関連情報
- 暮らしや健康に関する情報
- 観光・イベント情報
- 移住関連情報 など

主な機能

リッチメニュー機能、メッセージ配信機能、
チャットボット機能、メール連携機能

運用に係る費用

1,019,040円／年
(令和7年4月1日から令和12年3月31日までの長期継続契約)

友だち登録のメリット

■ 災害関連情報がスマホにすぐ届く

避難情報などの緊急情報がプッシュで届く



■ ほしい情報だけを受け取れる

「安全・安心」「子育て」「健康」「ごみ」「観光・イベント」「UIターン・移住・定住」など、ほしい情報だけを選んで受け取れる

希望する情報
希望する情報を選択してください。(一度設定した内容を変更することも可能です。)

安全・安心	<input checked="" type="checkbox"/>
防災・消防などに関する情報や関連イベント情報	
妊娠・出産	<input type="checkbox"/>
妊産婦・不妊治療などに関する情報や関連イベント情報	
子育て	<input checked="" type="checkbox"/>
子育て支援などに関する情報や関連イベント情報	
幼児教育・学校教育	<input checked="" type="checkbox"/>
幼稚園の園児募集や就学援助などに関する情報	

■ スマホから簡単に通報できる

位置情報や写真データを添付して道路損傷などの通報が可能



例えば
子育て中の方は

こどもの生年月日を登録しておくことで、1か月、4か月、10か月、1歳6か月、3歳の健康診査のタイミングや定期的な予防接種のタイミングにあわせてメッセージを受け取れる

導入する機能①

リッチメニュー

- LINEのトーク画面下部に固定で表示されるメニュー
- 基本メニュー、暮らし、シティプロモーションの3つのカテゴリをタブで切り替え
- 電子申請や通報、情報閲覧など、簡単にアクセス



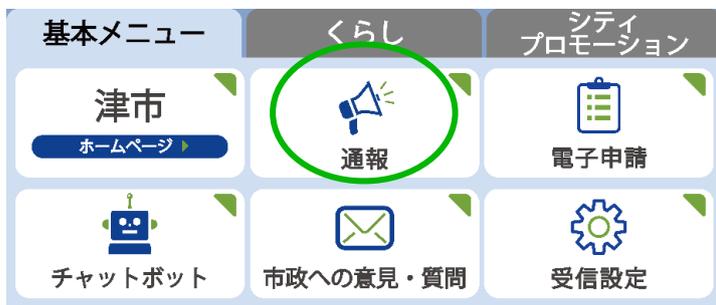
- ① 津市ホームページトップへ
- ② 7種類の通報フォームへ
- ③ 「津市オンライン申請
いつでもオンライン申請」へ
- ④ チャットボットへ
- ⑤ 「市民の声 お問い合わせ」フォームへ
- ⑥ 受信設定へ

- ⑦ 「防災・救急」のページへ
- ⑧ 「子育て支援」のページへ
- ⑨ ごみの分別アプリさんあーる
ダウンロードページへ
- ⑩ 応急診療所のページへ
- ⑪ 広報津のページへ

- ⑫ 津市観光協会ホームページへ
- ⑬ 「Meetsu!」へ
- ⑭ 「津市に住みませんか！」
のページへ
- ⑮ 「津市動画チャンネル」のページへ

通報の手順

1 通報をタップ



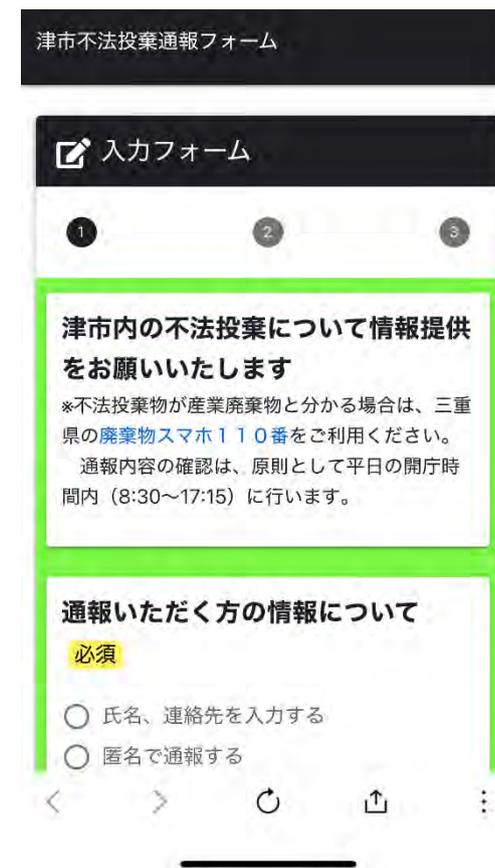
2 トーク画面にカードタイプのメニューが7枚表示



横へスライドして、通報したい内容を選択し、「通報する」をタップ

- ① 道路損傷
- ② 不法投棄
- ③ 資源物持ち去り行為
- ④ 上水道
- ⑤ 下水道
- ⑥ 文化財のき損・汚損
- ⑦ その他(①～⑥以外)

3 それぞれの通報専用フォームへリンク



必要項目を入力して送信
位置情報や写真を添付することも可能

導入する機能②

メッセージ配信

- ユーザーが予め登録した属性情報に基づき、ニーズに合わせてメッセージを配信

登録できる属性情報

- 1 性別
- 2 住まい
- 3 本人の生年月日
- 4 こどもの生年月日
- 5 受信設定

緊急情報や全市的なイベントのお知らせは
友だち全員に配信！

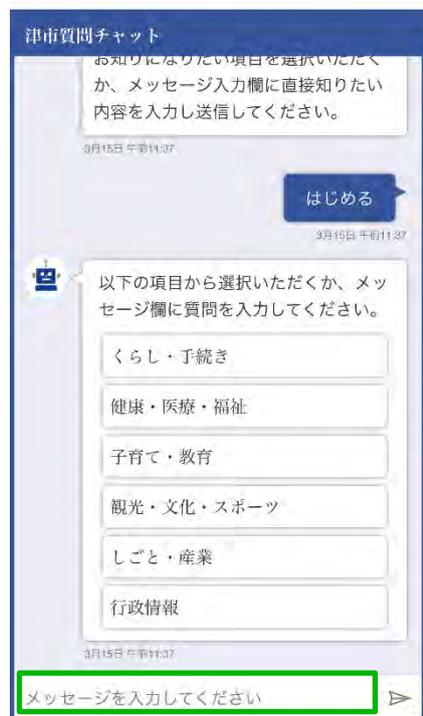
受信設定項目と配信される主な内容

安全・安心	防災・消防に関する情報
妊娠・出産	妊産婦・不妊治療に関する情報
子育て	子育て支援に関する情報
幼児教育・学校教育	幼稚園の園児募集や就学援助に関する情報
健康	感染症・熱中症対策や予防接種、健康相談に関する情報
福祉	福祉関係の講座や教室、医療助成制度に関する情報
ごみ	ごみやエコステーションに関する情報
上下水道	断水・濁り水や上下水道に関する情報
市の施設等	施設の臨時休館やコミュニティバスの臨時運休に関する情報
スポーツ・文化・生涯学習・多文化共生	スポーツ・文化・生涯学習(公民館講座・教室)・多文化共生に関するイベント情報
観光・イベント	観光・イベント情報
その他市政情報	職員募集など
Uターン・移住・定住	Uターン・移住などに関する助成制度や相談会に関する情報

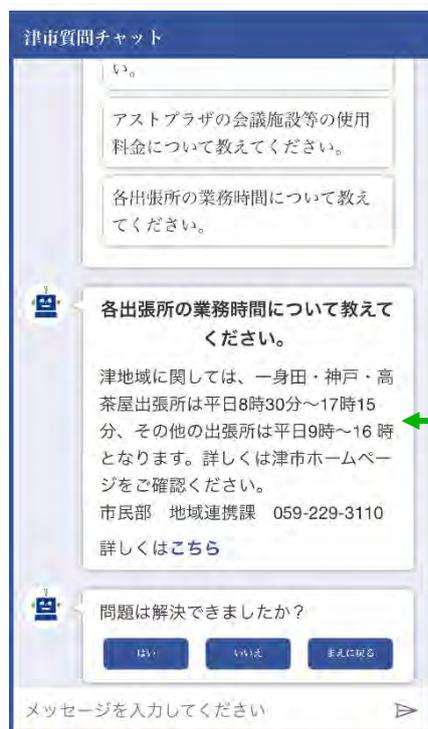
導入する機能③

チャットボット

- 市民からの質問に24時間365日、自動で回答
- 6つの分野から知りたい内容を選択しながら絞り込むか、キーワードを直接入力して質問



1
選択肢から選択
して絞り込み
または
直接入力



2 FAQ660項目以上の中から候補となる質問を表示

3 選んだ質問に対応する回答を表示
内容によってはホームページへ誘導

メール連携

- 津市防災情報メールで配信される情報のうち、緊急性の高い情報を自動的にLINEメッセージとして配信

友だち追加の方法

方法 1

二次元コードを読み取り



方法 2

LINEアプリの「公式アカウント」から
「津市」を検索

方法 3

LINEアプリの「友だち追加」から
「@tsu_city」を検索



問い合わせ

津市政策財務部広報課

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

TEL:059-229-3361

FAX:059-229-3339



**令和7年度の
コンプライアンス体制と
研修の強化方針**

令和7年3月25日

これまでの取組 ①

令和2年度まで

各階層別研修の1つのカリキュラムとして実施

各階層別研修

(新任担当主幹級研修/新任担当副主幹研修/新任主査研修/2年目職員研修/新規採用職員研修)

内容 職員意識の醸成・コンプライアンス

公務員倫理、不祥事事例と問題点、職員の役割と組織としての対応等について講義 (60分)

不当要求行為等防止対策 責任者講習会

課長級職員向けの法定研修 (180分)

令和3年6月1日 **内部統制室** 設置

令和3年度から

令和2年度までの研修に不当要求行為等対策研修を追加するとともに各階層別研修のカリキュラムにおけるコンプライアンス関係の研修を充実

不当要求行為等対策研修
(部長級・部次長級・
課長級職員)

**警察OB職員の視点から不当要求行為対策、
内部統制について講義 (60分)**

各階層別研修

内容 職員の意識改革・コンプライアンス

人事課職員に加え、内部統制室職員も講師となり、職員倫理やコンプライアンス意識の改革について講義 (60分)

内容 不当要求行為等対策研修

警察OB職員の視点から不当要求行為対策、内部統制について講義 (60分)

内容 自治会問題を受けて～君たちならどうする～

津市の顧問弁護士を講師に迎え、不当要求行為事例についてディスカッション (60分)

これまでの取組 ③

令和3年12月22日

「津市公正公平な市政の確保に関する条例」制定

第4条第2項 職員は、コンプライアンス意識を確立し、及び保持し、社会規範及び法令等を遵守するものとする。

「津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則」制定

第4条第2項 職員は、条例第4条第2項に規定する職員の責務を果たすため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 社会規範及び法令等を遵守し、公正公平な市政の遂行に対する市民の理解と協力を得られるように努めること。
- (2) 勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、市民の疑惑や不信を招く行為をしないように真摯に行動すること。
- (3) ソーシャルメディアの私的利用は慎重な発信を心掛け、事実と反する情報や単なる噂の拡散への加担は厳に慎むこと。

これまでの取組 ④

▼ 令和4年度から

各階層別研修

内容 職員意識の改革・コンプライアンス

- ・**条例、規則の目的・内容の解説を追加**
- ・**利害関係者との禁止行為等の基本的な考え方について、職員自身が理解度をチェックできるよう「セルフチェックシート」の活用を開始**

技術職員研修 (担当副主幹以下の 技術職員)

内部統制室が検査課主催の「技術職員研修」において、利害関係者との禁止行為等について講義(45分)

令和4年9月7日 ボートレース事業部職員が**収賄容疑で逮捕**

これまでの取組 ⑤

緊急研修を実施

緊急研修 (全課長級職員)	講師	副市長、内部統制担当理事、総務部長
	内容	収賄事件の内容、条例・規則に規定されたコンプライアンス・禁止行為、犯罪をさせない・しにくい職場での環境づくりについて講義(60分)
服務規律研修 (希望する職員)	講師	内部統制室職員・人事課職員
	内容	ボートレース事業部職員の事件とその問題点、処分や利害関係者との禁止行為、警察OB職員の視点による不祥事事件についての講義(90分)

研修以外の取組を追加

コンプライアンスミーティング	各課等における人材評価の職場面談時に所属長と職員が1対1でコンプライアンスに関連した意見交換
内部統制室通信	職員の禁止行為の具体的な事例等について、庁内掲示板で周知

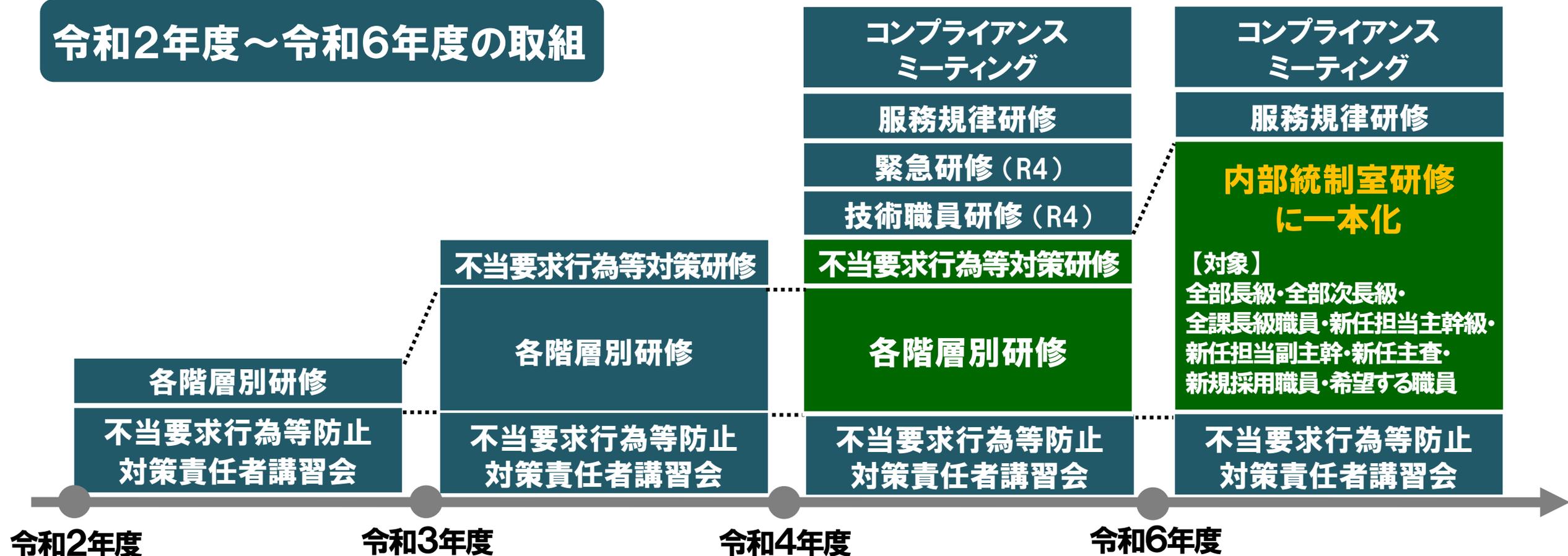
これまでの取組 ⑥

▼ 令和6年度から

コンプライアンス意識のさらなる徹底のため、各階層別研修のカリキュラムの1つではなく、内部統制室と人事課が共同で「**内部統制室研修**」を実施

職位別に、職員倫理・コンプライアンス・不当要求行為対策等について講義（100～150分）

令和2年度～令和6年度の取組



これまでの取組において不十分であった点

- **コンプライアンス意識徹底のために、様々な研修等に取り組んできた一方、技能員は他職種に比べて対象となる研修が限られ、受講機会が少ない**

技能員が対象となる研修

研修名(受講対象者)	受講時期
階層別研修(新規採用職員対象)	新規採用職員として入庁時
階層別研修(新任担当副主幹対象)	新任担当副主幹として昇任時
サービス規律研修(希望する職員)	令和4年度から年に1~2回 (令和4年度:1回、令和5年度:1回、 令和6年度:2回)
内部統制室研修(希望する職員)	

- **技能員に対するコンプライアンス・サービス規律の意識の徹底が、各職場に委ねられていた**

令和7年度のコンプライアンス体制と研修の強化方針

1 コンプライアンス責任者の配置

- 各職場においてコンプライアンスに係る取組の推進を図るため、各課等（市長部局のみならず、他の任命権者の部局を含む）に**コンプライアンス責任者**を設置
- コンプライアンス責任者には各課等における**所属長**をもって充てる
- コンプライアンス責任者向けの研修を実施する

2 技能員に特化した研修

コンプライアンス意識の徹底を目的とし、技能員がおかれた現場事情を勘案した利害関係者との禁止行為等に関する研修を実施

3 全職員への動画研修

今回の事案状況と要因、処分等を**全職員**で情報共有し、コンプライアンス意識の徹底を目的とした**動画研修**を実施

コンプライアンス責任者の役割

- **コンプライアンス責任者とは・・・職場内でのコンプライアンス意識醸成の中心的役割を果たし、所属におけるコンプライアンスの推進を図る者**

「**津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則**」 改正(令和7年4月1日施行)

第7条の2 職場におけるコンプライアンスの推進を図るため、各課等にコンプライアンス責任者（以下この条において「責任者」という。）を置き、責任者には各課等における所属長をもって充てる。

2 責任者は、各課等において次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 所属の職員の職務に係る倫理の保持並びに社会規範及び法令等の遵守のための研修及び相談対応に係る体制の整備を行うこと。
- (2) 所属の職員に対し、職務に係る倫理の保持並びに社会規範及び法令等の遵守に関する指導及び助言を行うこと。
- (3) その他コンプライアンスの推進に関すること。

- 詳細については、「**(仮称)コンプライアンス責任者の手引き**」を作成し、記載予定

問い合わせ

総務部人事課研修担当

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

TEL :059-229-3274

内部統制室

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

TEL :059-229-3206

令和7年度から

職員を内閣府(防災担当)へ派遣

令和7年3月25日

職員派遣に係る背景・津市の現状

令和6年1月の能登半島地震により、甚大な被害により交通網が寸断され道路などの社会基盤が必ずしも有効に機能するわけではないことが浮き彫りに

- 災害時受援体制整備事業として、災害対応研修会、災害時受援体制整備事業検討会、災害対策図上訓練、総合防災訓練など、災害時の受援体制の強化に向けたさまざまな取り組みの実施
- 本年2月に災害時受援計画の大幅な改訂と道路啓開計画の策定

災害時に外部からの支援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用できる**実践力を強化**し、事前防災をはじめとする**災害対応力の強化**に引き続き取り組む必要がある

防災庁設置に向けた国の取組

令和6年11月1日 防災庁設置準備室の発足

風水害が頻発化・激甚化するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生が危惧される中、人命最優先の防災立国を早急に構築する必要があるため、**令和8年度中に防災庁を設置するべく準備**

災害対応力の強化

政府の災害対応の司令塔機能を担う**内閣府防災担当**は、令和7年度予算を倍増
事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化などを進めることとし、
令和7年4月に**地域防災力強化担当を創設**するなど定員を大幅に拡充

強化内容

- 大規模災害への対処の強化
- **地域防災力の強化推進**
- 避難生活環境の整備等
- 官民連携や防災DXによる災害対応機能強化

地域防災力強化担当とは

- 地域防災力の強化促進を図るため**各都道府県ごとのカウンターパートとなる職員を配置**
- 備蓄促進や訓練研修、ボランティアの連携などを促進するとともに、発災時には直ちに現地に入り、被災状況の把握や避難所環境の確保に従事

津市における職員派遣

頻発化・激甚化する風水害時や南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に外部からの支援を最大限活用できる実践力の強化が求められている中、津市の災害対応力を一層強化するため、緊急時の危機管理能力などを備え、豊富な経験・人脈を併せ持つ人材の育成が必要

2年間 国への職員派遣を決定

令和7年度

内閣府(防災担当) 地域防災力強化担当

令和8年度

防災庁(予定) ※政府は令和8年度中に防災庁を設置する方針

派遣職員の氏名・略歴

派遣職員氏名

村上 大基（むらかみ ひろき）

略歴

平成25年 4月 入庁(健康福祉部保険医療助成課)

平成28年 4月 政策研究大学院大学(公共政策プログラム防災・危機管理コース※)派遣

※安全・安心の国づくり・地域づくりを進めるため、事前の対策を含めた防災、緊急時の危機管理、災害後の復旧・復興等に関して総合的な判断・実践能力を有するエキスパートを育成するコース

平成29年 4月 危機管理部防災室

令和 元年10月 危機管理部防災室主査

令和 4年 4月 環境部環境政策課主査

問い合わせ



総務部人事課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

TEL:059-229-3106

FAX:059-229-3347